

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：
 - タイ：バンコク首都圏、チェンライ県、パヤオ県、ウボンラチャタニ県
 - ラオス：ボケオ県、チャンパサック県
 - ミャンマー：タチレク県
- (3) 案件名：メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト（The Project on Capacity Development on Assisting Victims of Trafficking in the Greater Mekong Sub-regional Countries）
- (4) 計画の要約：

本計画は、①タイ国内で人身取引被害者（Victims of Trafficking：VOT）の社会復帰支援に取り組む多分野協働チーム（Multi-Disciplinary Team: MDT）の関係機関や関係者の能力強化、②タイ国内で VOT の帰国／帰還支援に取り組む関係諸機関の連携改善、③周辺国における、VOT の帰国／帰還と社会復帰に関わる支援体制の強化により、VOT の生活の再建に向けた支援の改善を図り、もって大メコン圏諸国における VOT に対する支援対策の効果的な実施に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

日本政府は 2000 年にパレルモ議定書に署名¹し、2004 年に「人身取引に関する関係省庁会議」を設置、「人身取引対策行動計画」を策定²し、人身取引に対する取組を行っている。日本とメコン諸国との関連では、2006 年に日本とタイの間で、人身取引の防止・法執行・被害者保護の 3 分野で協力を行うため、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォースを立ち上げている。

このような中、人身取引被害者の保護にかかる取組を強化することを通じて、人間が尊厳を保ちつつ安全に生活できる社会を構築することは、これらの我が国の方針に合致するものであることから、本案件を実施する外交的意義は極めて高い。

- (2) 当該国における人身取引対策の現状・課題及び本計画の位置付け

経済や情報の急速なグローバル化に伴い人々の移動が活発化する中で、メコン地域（タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムおよび中国南部）における人身取引は国境を越えた各国共通の深刻な問題となっている。特にタイは、経済発展に伴い、安価な労働力に対する膨大な需要があり、地域内の VOT の到達国となっている。さらにタイは、メコン地域の各国から中東や日本等への VOT の送出国・経由国ともなっている。当該地域における経済的な連携が進展し、人の移動が活発化するなかで、人身取

¹ 2014 年現在、批准はしていない。

² 同計画は 2009 年 12 月に改定された。

引被害者が益々増加すると考えられ、メコン地域における人身取引対策を強化していくことが喫緊の課題となっている。

このような中、JICA は、タイにおける被害者保護の組織、能力強化とメコン地域ワークショップを通じた被害者保護に関する知識・経験の周辺国との共有を目的として、2009 年から 2014 年まで「タイ国人身取引被害者保護・自立支援プロジェクト」（以下、先行プロジェクト）を実施した。本計画は、先行プロジェクトに引き続き、被害者の「保護」の分野を扱うものであるが、VOT を社会から追いやることなく、人身取引問題に対する社会の理解を改善し、この問題への社会の対処能力を固めるという点で重要な位置づけにある。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

- ・タイ国内で被害者の社会復帰支援に取り組む関係諸機関の能力強化
- ・タイ国内で被害者の帰国／帰還支援に取り組む関係諸機関の連携強化
- ・周辺国における被害者の帰国／帰還と社会復帰に関わる支援体制の強化

を目的としてワークショップ、周辺国関係者の視察の受け入れ等を実施する。

② 期待される開発効果

上位目標： 大メコン圏諸国においてVOTに対する支援対策が効果的に行われる。

プロジェクト目標： タイ人及び非タイ人³VOT とタイ国内で被害に遭った外国人 VOT の生活の再建に向けた支援が改善される。

③ 計画実施機関／実施体制

実施機関は、社会開発人間安全保障省社会開発福祉局人身取引対策部であり、以下の人員を配置。

- ・ エグゼクティブ・プロジェクトディレクター（社会開発福祉局の局長）
- ・ プロジェクトディレクター（社会開発福祉局の副局長）
- ・ プロジェクトマネージャー（人身取引対策部の部長）
- ・ 副プロジェクトマネージャー（人身取引対策部の課長）
- ・ 人身取引対策部職員（政策グループ、タイ人人身取引被害者と社会的弱者対象の福祉保護・支援課、人身取引被害者と社会的弱者対象の福祉保護・支援課、福祉保護メカニズム・システム開発課）
- ・ 県社会開発人間安全保障事務所職員（チェンライ県、パヤオ県、ウボンラチャタニ県）

³ 非タイ人とは、1995 年 3 月 31 日に発令された条例 310 条の 1/8「登録管理局のレター」に基づき、内務省が定めた次のタイ国籍を持たないがタイに居住する 15 のグループを指す（先行プロジェクトで作成された資料から英文を抜粋）。：①Hill Tribes（blue cards）、②Former Nationalist Chinese Soldiers（white cards）、③Civil Chinese Haw Displaced Persons（yellow card）、④Independent Chinese Haw（orange card）、⑤Burmese Displaced Persons（pink cards）、⑥Illegal Burmese Immigrants（orange cards/ with permanent residence）、⑦Illegal Burmese Immigrants（purple cards/ living with employers）、⑧Vietnamese Refugees（white cards with blue border）、⑨Laotian Refugees（blue cards）、⑩Nepali Refugees（green cards）、⑪Former Member of Communist Party of Malaya（green cards）、⑫Thai Lue（orange cards）、⑬Mlabri（same as hill tribes/ blue）、⑭Ethnic Thais from Koh Kong, Kingdom of Cambodia（green cards/ former member of Communist Party）、⑮persons who are registered from hill tribes survey（green cards with red border。）

(2) その他の特記事項

- タイ国内については、バンコク首都圏の社会開発人間安全保障省社会開発福祉局人身取引対策部をはじめとする中央の MDT (※) メンバーおよび、地方 (県) レベルの MDT の社会復帰支援及び帰国／帰還支援に係る能力強化を図る。
※ MDT: 被害者保護に関わる諸機関からなるタスクチーム。
- 周辺国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) については、メコン地域ワークショップ (※) の開催を通じ、各国の中央レベルの各国機関の能力・連携強化を行う。
※ メコン地域ワークショップ: 人身取引被害者保護に関するメコン地域各国関係諸機関の連携強化につなげるため、メコン各国の人身取引対策関係者をタイに招へいし意見交換を行うもの。

以 上